

2024年1月24日制定

2024年度 JPAF 次世代アスリート育成選手選考規程

一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟

(目的)

第1条 一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟（以下、本連盟という）の JPAF 次世代アスリート育成選手選考基準を明確かつ透明性のあるものにするを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本連盟の会員に適用する。

(選考基準)

第3条 選考に当たっては、パラリンピックへの出場を主眼とし、日本身体障害者アーチェリー連盟の登録会員及び登録予定者で、以下の条件を満たしたもの。

(選考条件)

第4条 選考に当たっては以下を条件とし、JPC 次世代アスリート育成選手の認定は強化普及委員会内において、厳正に審査し決定する。

- 1) 本連盟の会員として登録済みであるもの。（登録予定者を含む。）
- 2) JPAF 次世代アスリート育成選手として礼節と規律を遵守し、誓約書の内容を守り活動できるもの。
- 3) 連盟指定の健康診断を1年以内に受検し、健康上の問題が無いとの医師の判断を受けたもの。
- 4) 2024年4月1日時点の年齢が35歳以下であるもの。
- 5) 国内クラス分けでクラスが W1,W2,ST のいずれかに判定されているもの。もしくはクラス分け受検予定であるもの。
- 6) JPAF 次世代アスリート育成選手として活動を行った経験が通算4年以下のもの。
- 7) 本連盟の強化指定選手として一度も選考をされたことがないもの。
- 8) 下記 a)～d)のいずれかの条件を満たすもの
 - a) 都道府県協会もしくは都道府県身障者協会の団体が主催する 30mW の大会で下記の点数を超えたもの

#	種別	基準	備考
1	W1	500点	
2	RC	460点	
3	CP	560点	

- b) 都道府県協会もしくは都道府県身障者協会の団体が主催する 50m30m の大会で下記の点数を超えたもの

#	種別	基準	備考
1	W1	450点	
2	RC	410点	
3	CP	500点	

- c) J-STAR 検証プログラムの前年もしくは前々年の修了者
d) 本連盟主催の次世代アスリート選考において、本条 1)~7)項および 8-a)項又は 8-b)項を満たしたもの
- 9) 認定者数は、各種別男女各 1 名とし、最大 6 名とする。
ただし、8)-c)項および 8)-d)項の該当者は、個別推薦枠として人数に含めない。
また、各種別男女の枠で欠員がある場合は、種別男女にかかわらず最大の人数まで指定できる。認定者数を超える申請については、申請の成績上位者を認定する。

(選考方法)

第 5 条 国内大会に出場し、一定の成績、今後の成長が見込まれる将来性、適正等を総合的に評価されたもので、強化普及委員会の推薦を受け、理事会 の承認を受けたもの。

(認定期間)

第 6 条 JPAF 次世代アスリート育成選手の認定期間は、以下の通りとする。

- 1) 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

(発表及び通知)

第 7 条 JPAF 次世代アスリート育成選手の発表及び通知は、以下の通りとする。

- 1) 本連盟のホームページ上での発表
2) 認定者への紙面による認定通知書の郵送

(途中選考)

第 8 条 年度途中に選考を行う場合、第 4 条を満たした上で強化普及委員会が推薦し、理事会の承認により、JPAF 次世代アスリート育成選手の追加が出来るものとする。
尚、追加の際は、別途、選考基準、選考方法を設けるものとする。

(解除)

第9条 下記 1)～6)に該当する項目がある場合、本連盟の強化普及委員会、選手等選考委員会および理事会の決議を経て、JPAF 次世代アスリート育成選手の指定を解除する。ただし、7)および 8)については、選手等選考委員会および理事会での決議は不要とする。

- 1) 第4条の 1)～7)に該当しない項目が生じた場合
- 2) 本連盟の定める定款・行動規範その他諸規程違反を犯した場合
- 3) JPAF 次世代アスリート育成選手の方針・指示に従わない等、チーム行動に不適格と見なされる場合
- 4) JPAF 次世代アスリート育成選手として不適切な言動を行った場合
- 5) JPAF 次世代アスリート育成選手としての活動が相当期間遂行できない事情が発生した場合
- 6) クラス分けで NE (Not Eligible) と判定された場合
- 7) 申告したカテゴリーから変更があり、変更するカテゴリーの点数を満たさない場合
- 8) JPAF 次世代アスリート育成選手から指定解除の申し出があった場合

(不服申立)

第10条 選手選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

附 則

1. この規程は、2024年4月1日から施行する。